

令和7年度導入 庁内外ネットワーク機器借入 仕様書

1. 目的・概要

伊豆市役所に配置している LGWAN 系ファイアウォール老朽化及び保守の終了に伴い、機器の入れ替えを行う。

伊豆市の小学校・一貫校・給食センターに配置しているネットワーク機器の老朽化及び保守の終了に伴い、機器の入れ替えを行う。

2. 納期

令和8年1月31日までとする。

3. 導入方法及び期間

導入期間：契約日から令和8年1月31日

令和8年2月1日から、令和13年1月31日までの60か月リースとする。

①LGWAN ファイアウォール機器

1. 導入機器、導入場所及び作業箇所

導入機器 ファイアウォール機器 1 台

導入機器箇所 伊豆市修善寺 307NTT 修善寺ビル 1F（伊豆市総合政策部地域づくり課サーバ室）

2. 導入装置要件

- (1) ハードウェアとソフトウェアが一体となった統合ネットワークセキュリティアプライアンスであること。
- (2) ギガビット SFP ポートを 2 ポート以上有していること
- (3) 熱量 (BTU/h) を提示できること。
- (4) 騒音レベル 0dBA 以下であること。
- (5) NGFW(ファイアウォール、IPS、アプリケーション制御有効時) スループットは、エンタープライズ混合テストかつログを有効にした状態で 1Gbps 以上であること。
- (6) 脅威保護(ファイアウォール、IPS、アプリケーション制御、アンチウィルス有効時) スループットは、エンタープライズ混合テストかつログ有効時で 900Mbps 以上であること。
- (7) IPv4 ファイアウォールスループットは 1518byte UDP で 7Gbps 以上であること。
- (8) SSL-VPN スループットは 950Mbps 以上であること。
- (9) https 対応の Web インターフェースを有し、それ以外に SSH や Telnet による遠隔保守が可能であること。
- (10) GUI は一般的な Web ブラウザを利用したものであること。
- (11) 次世代ファイアウォール装置は、外部、内部それぞれに 1 つの IP アドレスで構成できること。
- (12) ファイアウォールポリシーは、5000 以上サポートできること。
- (13) インターネットサービスの IP アドレスデータベースを有し、Amazon、Salesforce、Microsoft Azure、Microsoft Office 365、Box、Google Cloud を宛先に選択し、ルーティングできること。また、インターネットサービスの IP アドレスデータベースを管理者が更新することなく動的に更新される運用が可能なこと。
- (14) SD-WAN 機能により、複数インターフェースのバンド幅、通信量、セッションに基づく WAN 最適化を行えること。
- (15) Web プロキシサーバ(フォワードプロキシ)機能を有し、プロキシの自動設定ファイル (PAC)、Web プロキシ自動検出プロトコル (WPAD) で Web ブラウザを設定する方法を展開できること。

3. 保守

- (1) 導入から 5 年間（リース期間）は、平日 9 時から 17 時を対応時間に含むハードウェアオンサイト保守に入ること。
- (2) 機器故障時には、納品時の状態に復旧させること。（現場対応）
- (3) 通信障害発生時には、復旧支援を行うこと。

4. 導入機器の拡張要件

現在使用されている機器と同等の動作を確保すると共に、システムを更改した場合にも対応できる機器として使用できることを考慮し、導入機器は選定すること。

5. 成果品

- ・ 導入設定書 一式
- ・ 作業報告書 一式

6. 成果品の納入場所

伊豆市総合政策部地域づくり課（伊豆市小立野 38-2）

7. 成果の帰属

本業務における成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて伊豆市に帰属するものとし、伊豆市の承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与または使用してはならないものとする。

8. その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、伊豆市の担当者と十分な打ち合わせを行い、業務を誠実に履行すること。
- (2) 業務には、十分な実績、経験、技術及び知識を有する技術者を配置すること。
- (3) 仕様書等の内容について、不明確な点、不足している項目、疑義等が生じた場合には、伊豆市担当者と協議の上明確化するものとし、受託者の一方的な解釈によつてはならない。
- (4) 業務中に生じた諸事故並びに伊豆市及び第三者に与えた損害に対しては、伊豆市の指示に従つて、受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに伊豆市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。
- (6) 受託者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。
- (7) 受託者は、業務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。なお、業務完了後においても同様とする。
- (8) リース期間終了後の物品の所有権は、伊豆市に無償譲渡すること。
- (9) 賃貸借物件には動産総合保険を付保すること。
- (10) 納品は本体及び付属品のみとし、不要な梱包材等は納品者が持ち帰ること。
- (11) 保守費用及び初期設定、各学校への機器の設置などの現地調整費について、本契約に含めること。
- (12) 既存機器は新設機器と入れ替え後、「1. 導入機器、導入場所及び作業箇所」に提出することとし、廃棄は不要とする。

(13) 契約日から令和8年1月31日までは準備期間とし、料金は発生しないものとする。

②小学校、一貫校、給食センター、ネットワーク機器

1. 導入機器、導入場所及び作業箇所

導入機器 ネットワーク機器 8台

導入機器箇所 一貫校1校（土肥小中一貫校 1台）

小学校6校（修善寺小学校、熊坂小学校、修善寺東小学校、修善寺南小学校、天城小学校、中伊豆小学校 各1台）

給食センター1センター（天城給食センター 1台）

設定変更箇所 伊豆市サーバ室、本庁、各支所 庁内ネットワーク基幹装置

伊豆市サーバ室 ネットワーク監視装置

2. 導入装置要件

- (1)IEEE802.3 及び IEEE802.3 u 対応 10/100BASE-TX 自動認識ポートを 24 ポート以上有すること。
- (2)IEEE802.3z 対応 1000 BASE -X ポートを 2 ポート以上、IEEE802.3 及び IEEE802.3u 及び IEEE802.3ab 対応 10/100/1000BASE-T 自動認識ポートを 2 ポート以上有すること。
- (3)導入装置には、シングルモードの光ファイバを収容できるようにすること。
- (4)各学校既存の伝送装置収容函（800mm×800mm×200mm）に設置可能であること。
- (5)温度が 0℃～40℃の間で動作可能であること。
- (6)節電を考慮し、消費電力は 30W 以下であること。
- (7)スイッチのバックプレーン帯域は 12.8Gbps 以上であること。
- (8)MAC アドレステーブルは 16,000 以上であること。
- (9)VLAN の標準プロトコルである IEEE802.1Q 機能を有し、スイッチ単体あたり 512 個以上の VLAN を設定することが可能なこと。
- (10)Layer3 パケット処理機能を有し、ルーティングプロトコルとして RIP,OSPF,BGP 機能を有すること。
- (11)個別システムで必要な PIM-SM 機能を有すること。別途指定する RP の IP アドレスを指定できること。
- (12)セキュリティ対策として、MAC アドレスのベンダコード部による制御が可能なこと。
- (13)障害時の切り分け機能として、任意のポートに対してミラーリング機能を設定可能であり、条件を指定したパケットのみミラーリング可能な機能を有すること。また、ミラーリング条件を設定でき、アクセスリストで設定可能な条件を満たすものをミラーリング対象とする機能を有すること。
- (14)装置単体及び複数装置を跨いだループ構成を監視し、ループ構成を検知した場合には該当ポートをリンクダウンさせる機能を有すること。
- (15)既設の情報系ネットワーク監視装置（HCL Manager Station）にて、設置機器に状態表示が可

能であること。

3. 保守

- (1) 導入から 5 年間（リース期間）は、平日 9 時から 17 時を対応時間に含むハードウェアオンサイト保守に入ること。
- (2) 機器故障時には、納品時の状態に復旧させること。（現場対応）
- (3) 通信障害発生時には、復旧支援を行うこと。

4. 導入機器の拡張要件

各学校で現在使用されている機器と同等の動作を確保すると共に、システムを更改した場合にも対応できる機器として使用できることを考慮し、導入機器は選定すること。

5. 設定変更箇所における工事

機器更改を実施するにあたり、基幹装置について不明な点がある場合、基幹装置提供業者指定場所で打ち合わせを実施すること。

ネットワーク基幹装置及びネットワーク監視装置については、庁内ネットワーク全体に影響を及ぼす可能性が多い箇所となるため、既設設備の設定変更は、基幹装置提供業者に依頼すること。

6. 成果品

- ・ 導入設定書 一式
- ・ 作業報告書 一式

7. 成果品の納入場所

伊豆市総合政策部地域づくり課（伊豆市小立野 38-2）

8. 成果の帰属

本業務における成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて伊豆市に帰属するものとし、伊豆市の承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与または使用してはならないものとする。

9. その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、伊豆市の担当者と十分な打ち合わせを行い、業務を誠実に履行すること。
- (2) 業務には、十分な実績、経験、技術及び知識を有する技術者を配置すること。
- (3) 仕様書等の内容について、不明確な点、不足している項目、疑義等が生じた場合には、伊豆市担当者と協議の上明確化するものとし、受託者の一方的な解釈によってはならない。
- (4) 業務中に生じた諸事故並びに伊豆市及び第三者に与えた損害に対しては、伊豆市の指示に従って、受託者の責任において処理するものとする。

- (5)業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに伊豆市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。
- (6)受託者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。
- (7)受託者は、業務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。なお、業務完了後においても同様とする。
- (8)リース期間終了後の物品の所有権は、伊豆市に無償譲渡すること。
- (9)納品は本体及び付属品のみとし、不要な梱包材等は納品者が持ち帰ること。
- (10)保守費用及び初期設定、各学校への機器の設置などの現地調整費について、本契約に含めること。
- (11)既存機器は新設機器と入れ替え後、伊豆市総合政策部地域づくり課サーバ室（伊豆市修善寺 307NTT 修善寺ビル）に提出することとし、廃棄は不要とする。
- (12) 契約日から令和 8 年 1 月 31 日までは準備期間とし、料金は発生しないものとする。
- (13) 本仕様及び内容に疑義が生じた場合は別途協議のうえ、決定することとする。